



広島県報

定期
第18号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(文書法制室)	二
保安林の指定の解除	(治山室)	三
河川区域内に放置されていた工作物の除却及び保管の公示(二件)	(道路河川管理室)	三
道路の供用開始	("	四
宅地建物取引業法の規定による聴聞	(建築指導室)	四
公告	(")	四
軽油引取税の特約業者の指定の取消し	(税務室)	五
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	五
製菓衛生師試験の実施	(食品衛生室)	五
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(七件)	(地域産業振興室)	七
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	("	三
土地改良区の解散の認可	(土地改良室)	三
県営土地改良事業の工事の完了	("	三
市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)	(都市企画室)	三
土地区画整理組合の解散の認可	(都市整備室)	四
県営土地改良事業の換地処分	(備北地域事務所)	四

議会事務局告示

広島県議会個人情報保護条例の規定による個人情報取扱事務の登録を要しない事務及び県民の利用に供することを目的とする保有個人情報管理している施設の指定

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

.....

一四

公布された規則のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第八号)(文書法制室)

改正の要旨

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係規則の規定を整理した。

規則名	改正の内容
行政財産使用規則	趣旨についての規定における引用条項の整理
広島県公有財産管理規則	国債等の有価証券を信託することができるとされたことなどに伴う関係規定の整理
広島県地方機関の長に対する事務委任規則	地域事務所長等へ委任する事務についての規定における引用条項の整理
広島県自然海浜保全条例施行規則	法令に基づく許可等で届出又は通知とみなす場合についての規定における引用条項の整理
広島県港湾施設管理規則	趣旨についての規定等における引用条項の整理
広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則	広告物の掲示等の許可についての規定における引用条項の整理
広島県港湾特別整備事業費特別会計に属する普通財産の貸付け及び譲渡に係る広島県公有財産管理規則の特例に関する規則	延納利率の特例についての規定における引用条項の整理

二 施行期日

平成十九年三月八日

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布す。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (行政財産使用規則の一部改正)

第一条 行政財産使用規則 (昭和三十九年広島県規則第十四号) の一部を次のように改正す。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第二条 広島県公有財産管理規則 (昭和三十九年広島県規則第三十一号) の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第百六十九条の四第二項」を「第百六十九条の七第二項」に改め

る。

第四十八条第一項中「第百六十九条の四第三項」を「第百六十九条の七第三項」に改め

る。

別表第二中 「不動産の信託の受益権」を「財産の信託」に改める。

別表第三中 「不動産の信託の受益権」を「財産の信託」に改める。

「土地、建物、立木及び竹木に共通する」	信託取消し 信託解除 信託終了	信託
「土地、建物、立木及び竹木に共通する」	信託取消し 信託解除 信託終了	信託

「不動産の信託の受益権」を「財産の信託の受益権」に改める。

別記様式第三十五号中

「一口金額 (円) 考 備」

「一株 (口) 金額 (円) 考 備」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 地方自治法第238条第1項第6号に掲げる財産について作成する。

2 財産の名称は、銘柄をもつて名称とし、銘柄ごとに別葉とする。

3 内訳欄には、証券1枚ごとに別行とし、その内容を記載する。ただし、証券の発行されていないものについては、取得の都度別行とし、その内容を記載する。

4 数量欄には、金額出資の場合を除き、株数又は口数を記載する。

「財産の信託の受益権台帳」

「議会議決年月日」

「議会議決年月日」

備考 1 地方自治法第238条第1項第8号に掲げる財産の信託の受益権について作成する。

2 財産の名称は、用途に応じた名称とする。

3 信託財産の概要欄には、土地、建物、立木竹及び有価証券 (社債券、国債証券及び地方債証券に限る。) について記入し、増減訂正を行った場合は、備考欄にその理由及び年月日を記入する。

4 信託報酬の算定基礎欄には、賃料収入の何パーセントなど具体的に記入する。

5 借入金の限度額欄には、契約において設定した場合に、その金額を記入する。

6 受託者の選定理由欄には、選定理由のほか選定方法についても記入する。

7 信託の計算期ごとの実績欄には、議事に提出したものを記入する。

8 不用の文字及び欄は、消すこと。

「議会議決年月日」

第三〇条 昭 和 三 十 九 年 廣 島 縣 規 則 第 五 十 六 号

(廣 島 縣 地 方 機 関 の 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 の 一 部 改 正)

第三 條 廣 島 縣 地 方 機 関 の 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 (昭 和 三 十 九 年 廣 島 縣 規 則 第 五 十 六 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第七 條 第 四 項 第 百 二 号 中 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 四 項 」 を 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 七 項 」 に 改 め る 。

第 十 七 條 第 十 一 号 の 三 (一) 中 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 四 項 」 を 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 七 項 」 に 改 め 、 同 号 (二) 中 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 六 項 」 を 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 九 項 」 に 改 め る 。

(廣 島 縣 自 然 海 浜 保 全 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 四 條 廣 島 縣 自 然 海 浜 保 全 条 例 施 行 規 則 (昭 和 五 十 五 年 廣 島 縣 規 則 第 四 十 四 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 七 條 第 二 号 中 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 四 項 」 を 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 七 項 」 に 改 め る 。

(廣 島 縣 港 湾 施 設 管 理 規 則 の 一 部 改 正)

第 五 條 廣 島 縣 港 湾 施 設 管 理 規 則 (昭 和 二 十 八 年 廣 島 縣 規 則 第 七 十 四 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 一 條 及 び 第 十 五 條 第 一 項 中 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 四 項 」 を 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 七 項 」 に 改 め る 。

(廣 島 縣 県 営 さ ん 橋 待 合 所 公 告 物 掲 出 規 則 の 一 部 改 正)

第 六 條 廣 島 縣 県 営 さ ん 橋 待 合 所 公 告 物 掲 出 規 則 (昭 和 四 十 三 年 廣 島 縣 規 則 第 七 十 六 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 二 條 第 一 項 中 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 四 項 」 を 「 第 百 三 十 八 條 の 四 第 七 項 」 に 改 め る 。

(廣 島 縣 港 湾 特 別 整 備 事 業 費 特 別 会 計 に 属 す る 普 通 財 産 の 貸 付 け 及 び 讓 渡 に 係 る 廣 島 縣 公 有 財 産 管 理 規 則 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 七 條 廣 島 縣 港 湾 特 別 整 備 事 業 費 特 別 会 計 に 属 す る 普 通 財 産 の 貸 付 け 及 び 讓 渡 に 係 る 廣 島 縣 公 有 財 産 管 理 規 則 の 特 例 に 関 す る 規 則 (平 成 十 三 年 廣 島 縣 規 則 第 五 十 七 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 三 條 第 一 項 中 「 第 百 六 十 九 條 の 四 第 二 項 」 を 「 第 百 六 十 九 條 の 七 第 二 項 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。
(廣 島 縣 公 有 財 産 管 理 規 則 の 一 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置)

2 この 規 則 の 施 行 の 際 現 に 存 す る 第 一 條 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 廣 島 縣 公 有 財 産 管 理 規 則 の 規 定 に よ る 財 産 台 帳 は 、 同 條 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 廣 島 縣 公 有 財 産 管 理 規 則 の 規 定 に よ る 財 産 台 帳 と み な す 。

告 示

廣 島 縣 告 示 第 二 百 二 十 一 号

森 林 法 (昭 和 二 十 六 年 法 律 第 二 百 四 十 九 号) 第 二 十 六 條 の 二 第 二 項 の 規 定 に よ っ て 、 次 の と お り 保 安 林 の 指 定 を 解 除 す る 。
平 成 十 九 年 三 月 八 日

廣 島 縣 知 事 藤 田 雄 山

一 解 除 に 係 る 保 安 林 の 所 在 場 所

- 三 原 市 本 郷 町 船 木 字 東 山 五 四 六 の 八 、 字 秋 迫 六 二 七 の 一 四 、 六 二 七 の 一 八 、 字 小 屋 ヶ 谷 六 六 一 の 四 から 六 六 一 の 六 まで 、 字 門 松 七 三 〇 の 二 、 七 三 一 の 二 、 七 三 二 の 四 、 七 三 三 の 二 、 七 三 四 の 三 から 七 三 四 の 六 まで 、 七 三 七 の 三 から 七 三 七 の 九 まで 、 七 三 八 の 二 、 七 三 九 の 二 、 七 四 〇 の 二 、 七 四 三 の 二 から 七 四 三 の 五 まで 、 七 四 四 の 一 から 七 四 四 の 四 まで 、 七 四 七 の 三 、 字 奥 防 七 五 四 の 二 、 七 五 五 の 二 、 七 五 六 、 七 五 七 、 七 五 八 の 二 、 七 七 〇 の 二 、 七 七 一 の 二 、 七 七 二 の 二 から 七 七 二 の 四 まで 、 七 七 三 の 三 、 七 七 六 の 二 、 七 七 七 の 二 、 七 八 三 の 三 、 七 八 四 の 二 、 七 九 九 の 二 、 字 道 正 八 三 二 の 二 五 から 八 三 二 の 二 七 まで

二 保 安 林 と し て 指 定 さ れ た 目 的

土 砂 の 流 出 の 防 備

三 解 除 の 理 由

道 路 用 地 と す る た め

廣 島 縣 告 示 第 二 百 二 十 二 号

河 川 法 (昭 和 三 十 九 年 法 律 第 百 六 十 七 号) 第 七 十 五 條 第 一 項 、 第 三 項 及 び 第 四 項 の 規 定 に よ っ て 、 河 川 区 域 内 に 放 置 さ れ て いた 次 の 工 作 物 を 除 却 、 保 管 し た 。
平 成 十 九 年 三 月 八 日

廣 島 縣 知 事 藤 田 雄 山

一 保 管 し た 工 作 物 の 名 称 又 は 種 類 、 形 状 及 び 数 量

- 1 小 型 船 非 動 力 白 色 一 隻
- 2 小 型 船 動 力 白 色 一 隻

- 3 小型船 動力 白色 一隻
- 二 当該工作物が放置されていた場所
 - 1 広島市西区中広町一丁目一六番地先
 - 2 広島市中区舟入幸町一番地先
 - 3 広島市中区舟入中町一二番地先

三 当該工作物を除却した日時

- 1 平成十九年二月十五日 午前九時十五分
- 2 平成十九年二月十五日 午前十一時十五分
- 3 平成十九年二月十五日 午後二時三十分

四 当該工作物の保管を始めた日時

- 1 平成十九年二月十五日 午前十時三十分
- 2 平成十九年二月十五日 午後十二時二十分
- 3 平成十九年二月十五日 午後三時三十五分

五 当該工作物の保管期限

- 1 平成十九年八月十五日
- 2 平成十九年八月十五日
- 3 平成十九年八月十五日

六 当該工作物の保管場所

広島市西区扇二丁目一 太田川マリーナ建設予定地内

七 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

八 実施機関及び問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 占用調整課
電話(〇八二)二二二二 九二四七

広島県告示第二百二十三号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- 1 小型船 動力 白色 一隻
 - 2 小型船 動力 白色 一隻
- 二 当該工作物が放置されていた場所

- 1 広島市中区住吉町五番地先
- 2 広島市中区住吉町五番地先

三 当該工作物を除却した日時

- 1 平成十九年二月十六日 午前九時十五分
- 2 平成十九年二月十六日 午前十一時四十分

四 当該工作物の保管を始めた日時

- 1 平成十九年二月十六日 午前十時二十五分
- 2 平成十九年二月十六日 午後十二時五十分

五 当該工作物の保管期限

- 1 平成十九年八月十六日
- 2 平成十九年八月十六日

六 当該工作物の保管場所

広島市西区扇二丁目一 太田川マリーナ建設予定地内

七 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

八 実施機関及び問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 占用調整課
電話(〇八二)二二二二 九二四七

広島県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年三月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	世羅郡世羅町大字西上原字天神鼻一六三四番一地从先から世羅郡世羅町大字川尻字平田二四六五番地先まで	平成十九年三月八日

広島県告示第二百二十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。)第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤田 雄山

住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
広島市東区牛田本町五丁目五番七号	株式会社工ンピ代表取締役 石井 可子	平成十九年三月二日 午後二時から午後二時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。
平成十九年三月八日

広島県知事 藤田 雄山

名 (氏)	名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
大光石油株式会社		呉市音戸町北隠渡二丁目二番九号	平成十九年一月三日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。
平成十九年三月八日

広島県知事 藤田 雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人情報通信普及研究会	佐々森 和男	広島県広島市西区草津本町三番一号	この法人は、あらゆる領域でデジタルデバイスが生じることのないよう、情報リテラシーの育成とアクセス問題に対する研究・啓蒙活動など情報弱	平成十九年二月一九日

特定非営利活動法人小規模作業所 ほからか工房	松島 清志	広島県広島市佐伯区城山二丁目二六番五	この法人は、障害者に対して、自主自立するための生活支援、社会参加活動支援及び就業支援など地域活動支援センターに関する事業を展開し、地域における障害者の自立生活と社会参加を推進し安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域社会に寄与することを目的とする。	平成十九年二月二二日
------------------------	-------	--------------------	--	------------

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条の規定によって、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成十九年三月八日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 試験の日時
平成十九年六月十九日（火） 午後二時から午後四時まで
- 二 試験の場所
広島市中区基町一〇番五二号
広島県庁舎本館六階講堂
- 三 試験科目
 - 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 4 製菓衛生師法附則第三項に規定する者(旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則附則第二項に規定する者をいう。)であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 5 製菓衛生師法の施行(昭和四十一年十二月二十六日)の際現に菓子製造業に従事している者(前各号に該当する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年を超えているもの又はこの法律の施行の日後で三年を超えらるに至つたもの

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成十九年四月二日(月)から平成十九年四月二十七日(金)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県福祉保健部保健医療局食品衛生室(〒七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号)又は広島県各保健所(保健所分室を含む。)
- (二) 大竹市市民生活部保健介護課(〒七三九 〇六九 大竹市小方一丁目一番一号)
- (三) 廿日市市福祉保健部健康推進課(〒七三八 八五二 廿日市市新宮一丁目一番三番一号)
- (四) 海田町福祉保健部保健センター(〒七三六 〇〇六 安芸郡海田町中店八番三三三号)
- (五) 熊野町生活環境課(〒七三一 四二九 安芸郡熊野町三八一五番地一)
- (六) 坂町福祉保健課(〒七三一 四三九 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号)
- (七) 呉市保健所生活衛生課(〒七三七 〇〇四 呉市和庄一丁目一番三三三号)
- (八) 江田島市保健医療課(〒七三七 二二二 江田島市大柿町大原五〇五番地)
- (九) 東広島市福祉部保健センター(〒七三九 〇〇三 東広島市西条町土与丸一三番地)

- (十) 竹原市福祉保健課(〒七二五 〇〇二 竹原市中央三丁目一四番一号)
- (九) 大崎上島町保健衛生課(〒七二五 〇〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地)
- (八) 三原市福祉保健部保健福祉課(〒七二三 〇〇一 三原市城町一丁目一番一号)
- (七) 尾道市福祉保健部健康推進課(〒七三二 〇〇一 尾道市門田町二番五号)
- (六) 世羅町保健福祉課(〒七二二 一一二 世羅郡世羅町本郷九四七番地)
- (五) 福山市保健福祉局保健部(保健所)(総務課)(〒七二〇 〇〇三 福山市三吉町南二丁目一番二二二号)
- (四) 府中市市民生活部保健課(〒七二六 〇〇一 府中市広谷町九一九番地三)
- (三) 三次市さわやか市民室(〒七二八 八五〇 三次市十日市中二丁目八番一号)
- (二) 庄原市市民生活部保健医療課(〒七二七 八五〇 庄原市中本町一丁目一〇番一号)

3 提出書類

(一) 受験願書

写真(出願前六か月以内に撮影した名刺形「縦九センチメートル、横六・五センチメートル」の無帽かつ正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを)

(二) 前記四一又は三に該当する者は、当該施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類

(三) 前記四二又は四に該当する者は、学校教育法第四十七条又は製菓衛生師法附則第三項に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業従事証明書

(四) 前記四三に該当する者は、菓子製造業従事証明書

(五) 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定に合格した者で試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類

4 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験願書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

六 受験手数料

九千四百円

この手数料は、九千四百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄にはつて納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 携行品

受験票及び筆記用具

九 合格者の発表

平成十九年七月十九日(木)午前十時に広島県庁舎前の掲示場とその受験番号を掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。

あわせて、受験者全員に合格証書又は不合格通知を郵送する。

十 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県福祉保健部保健医療局食品衛生室(電話「〇八二」五二三 三二〇四「ダイヤルイン」又は広島県各保健所(保健所分室を含む。))
- 2 大竹市市民生活部保健介護課(電話「〇八二七」五九二 二一四〇)
- 3 廿日市市福祉保健部健康推進課(電話「〇八二九」二〇一 六一〇)
- 4 海田町福祉保健部保健センター(電話「〇八二」八三三 四四一八)
- 5 熊野町生活環境課(電話「〇八二」八二〇 五六〇六)
- 6 坂町福祉保健課(電話「〇八二」八二〇 一五〇四)
- 7 呉市保健所生活衛生課(電話「〇八二三」二五三 三五三六)
- 8 江田島市保健医療課(電話「〇八二三」四〇三 三三四七)
- 9 東広島市福祉部保健センター(電話「〇八二」四二二 三六三〇)
- 10 竹原市福祉保健課(電話「〇八四六」二二七 七一五七)
- 11 大崎上島町保健衛生課(電話「〇八四六」六二〇 〇三〇三)
- 12 三原市福祉保健部保健福祉課(電話「〇八四八」六七六 〇六一)
- 13 尾道市福祉保健部健康推進課(電話「〇八四八」二四一九 九六二)
- 14 世羅町保健福祉課(電話「〇八四七」二五〇 二九四)
- 15 福山市保健福祉局保健部(保健所)総務課(電話「〇八四」九二八 一一六四)
- 16 府中市市民生活部保健課(電話「〇八四七」四七三 一三二〇)
- 17 三次市さわやか市民室(電話「〇八二四」六二六 六一三四)
- 18 庄原市市民生活部保健医療課(電話「〇八二四」七三三 一一五五)
- 十一 その他

郵送等によって受験願書などを請求する場合は、返信先のあて先を明記し、八十円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の

規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤田 雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

マックスバリュ佐伯店

2 所在地

廿日市市友田五六三番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ佐伯店
所在地 廿日市市友田字橋桁五六二番地二外

(変更前)

名称 マックスバリュ佐伯店
所在地 廿日市市友田五六三番地

(変更後)

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更前)

名称 有限会社ちから 代表取締役 増田 豊
住所 佐伯郡佐伯町友田五六三番地

(変更後)

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後)

名称 有限会社ちから 代表取締役 増田 豊
住所 廿日市市友田五六三番地

(変更前)

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後)

名称 有限会社ちから 代表取締役 増田 豊
住所 佐伯郡佐伯町友田五六三番地

(変更後)

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後)

名称 有限会社ちから 代表取締役 増田 豊
住所 廿日市市友田五六三番地

(変更後)

名称 有限会社ちから 代表取締役 増田 豊
住所 廿日市市友田五六三番地

(変更後)

名称 有限会社ちから 代表取締役 増田 豊
住所 廿日市市友田五六三番地

三 変更の日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成十五年三月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年五月十七日(マックスバリュ西日本株式会社)の代表者変更)

平成十五年三月一日(有限会社ちからの住所変更)

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年五月十七日(マックスバリュ西日本株式会社の代表者変更)

平成十五年三月一日(有限会社ちからの住所変更)

四 変更する理由

1 大規模小売店舗の住居表示変更

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更及び住居表示変更

五 届出年月日

平成十九年二月二十三日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

廿日市市産業観光部商工観光課(廿日市市下平良一丁目一番一号)

2 縦覧期間

平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

マックスバリュ西条西店

2 所在地

東広島市西条町寺家三七九一番地一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ西条西店

所在地 東広島市西条町大字寺家字神迫三七九一 一外五筆

(変更後) 名称 マックスバリュ西条西店

所在地 東広島市西条町寺家三七九一番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

名称 株式会社ハーティウオンツ 代表取締役 福岡 慎一

住所 広島市安佐南区祇園三丁目二六番三号

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

名称 株式会社ハーティウオンツ 代表取締役 福岡 慎一

住所 広島市中区八丁堀一一八

三 変更の日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成十七年八月五日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年五月十七日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年五月十七日(マックスバリュ西日本株式会社の代表者)

平成十八年十一月二十日(株式会社ハーティウオonzの住所)

四 変更する理由

1 大規模小売店舗の住居表示変更

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者変更

五 届出年月日

平成十九年二月二十三日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十九年七月九日

2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年三月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
1 名称
ウエルマート大柿店
所在地
広島県知事 藤 田 雄 山

江田島市大柿町大原一〇四一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 ウエルマート大柿店
所在地 佐伯郡大柿町大字大原字鳥井元一〇四一番一外

(変更後) 名称 ウエルマート大柿店
所在地 江田島市大柿町大原一〇四一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市安佐南区祇園三丁目二六番三号

名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

名称 株式会社ハーティウオonz 代表取締役 福岡 慎二
住所 広島市中区八丁堀一一八

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成十六年十一月一日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の名称及び所在地

平成十八年五月十七日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年五月十七日(マックスバリュ西日本株式会社の代表者)

平成十八年十一月二十日(株式会社ハーティウオন্ツの住所)

四 変更する理由

1 大規模小売店舗の住居表示変更

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者変更

五 届出年月日

平成十九年二月二十三日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十九年三月三十一日まで)

江田島市産業部商工観光課(江田島市能美町中町四八五九番地九)

2 縦覧期間

平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から

四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(平成十九年三月三十一日まで)

江田島市産業部商工観光課(平成十九年四月一日から)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

マックスバリュ春日店

2 所在地

福山市春日町六丁目一番一六号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 マックスバリュ春日店

所在地 福山市春日町六丁目一 一六外

(変更後) 名称 マックスバリュ春日店

所在地 福山市春日町六丁目一番一六号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

三 変更の日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成十四年十月二十六日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

平成十八年五月十七日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

平成十八年五月十七日

四 変更する理由

- 1 大規模小売店舗の住居表示変更
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更
- 五 届出年月日
平成十九年二月二十三日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十九年三月三十一日まで)
- 2 縦覧期間
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- 3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年七月九日
- 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(平成十九年三月三十一日まで)
福山市経済環境局経済部商工課(平成十九年四月一日から)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称
マックスバリュ大門店
- 2 所在地
福山市大門町二丁目十番六号

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

(変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

三 変更の日

平成十八年五月十七日

四 変更する理由

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更
- 五 届出年月日
平成十九年二月二十三日

- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十九年三月三十一日まで)
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- 3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年七月九日
- 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（平成十九年三月三十一日まで）
福山市経済環境局経済部商工課（平成十九年四月一日から）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称
新市ショッピングタウン
- 2 所在地
福山市新市町戸手六六一

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

（変更後） 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

（変更後） 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

三 変更の日

平成十八年五月十七日

四 変更する理由

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更

五 届出年月日

- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
平成十九年二月二十三日
- 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）（平成十九年三月三十一日まで）

十九年三月三十一日まで）

福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）

2 縦覧期間

平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（平成十九年三月三十一日まで）

福山市経済環境局経済部商工課（平成十九年四月一日から）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称
生鮮旬市場ユアーズ御幸店
- 2 所在地
福山市御幸町下岩成三三八

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 原田 昭彦

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地
 (変更後) 名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
 住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

三 変更の日
 平成十八年五月十七日

四 変更する理由
 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更
 届出年月日
 平成十九年二月二十三日

五 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 1 縦覧場所
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十九年三月三十一日まで)

2 縦覧期間
 平成十九年三月八日から平成十九年七月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯
 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出
 法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十九年七月九日

2 提出先
 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(平成十九年三月三十一日まで)
 福山市経済環境局経済部商工課(平成十九年四月一日から)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定によって、大規模小売店舗の廃止の届出があった。
 平成十九年三月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 広島県知事 藤 田 雄 山

1 名称
 イオンタウン福山一文字ショッピングセンター
 2 所在地
 福山市一文字町二四番地一

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 一万三千二十六平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成十七年一月十日

五 廃止する理由
 経営計画による

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定によって、呉市広町第三区域土地改良区の解散を平成十九年三月一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

三次市所在の備北南部地区(一 一工区)県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十八年三月二十日完了した。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、広島市から、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。
 平成十九年三月八日
 広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画宇品地区地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該圖書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定によつて、大野町深江土地区画整理組合の解散を認可した。

平成十九年三月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

三次市所在の三次吉舎地区（峠区域）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によつて、平成十九年三月一日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月八日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

議会事務局告示

議会事務局告示第一号

広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）第四条第五項第二号及び第四十二条第二項の規定により、個人情報取扱事務の登録を要しない事務及び県民の利用に供することを目的とする保有個人情報を管理している施設を次のように定める。

平成十九年三月八日

広島県議会議長 新 田 篤 実

一 個人情報取扱事務の登録を要しない事務

1 一般に入手や閲覧ができる刊行物等に含まれる個人情報を取り扱う事務

- 2 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
- 3 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の職員又は職員であつた者に係る人事、給与等に関するものを取り扱う事務
- 二 県民の利用に供することを目的とする保有個人情報を管理している施設

議会情報コーナー

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第21号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年3月8日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
7P0033	告示の日 (平成19年 3月8日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CRAL イン クレー マシー ン カ ン ド X S	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県名古屋市中村区 鳴付町一丁目22番地)	左 同
7P0056	同上	同上	CRピ ン ク レ マ シ ン カ ン ド X T	同上	左 同
6S1473	同上	回胴式遊技 機	CR木 大 わ ね の 源 さん C E	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 千鶴 (愛知県名古屋市中村区 今池三丁目9番21号)	左 同